

平成29年度決算に基づく  
健全化判断比率等審査意見書

熊本市監査委員



熊監発第177号  
平成30年8月7日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聡

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

平成29年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。



# 目 次

## 健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の着眼点	1
第3	審査の主な実施内容	1
第4	審査の実施場所及び日程	1
第5	審査の結果	2
1	健全化判断比率について	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
(2)	健全化判断比率の算定項目の前年度との比較	3
2	資金不足比率について	5
(1)	資金不足比率の状況	5
(2)	資金不足比率の算定項目の前年度との比較	5

## 参考資料

資料1	指定都市の状況（平成28年度）	8
資料2	健全化判断比率の推移	10
資料3	用語の解説	11

## 注 意 事 項

各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」… 記載すべき比率、数値がないことを表すもの。

「△」… 数値の減少を表すもの。

(関係条文)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

# 健全化判断比率等審査意見

## 第1 審査の対象

審査の対象とした比率は、平成29年度熊本市決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。

会計区分

会計区分			健全化指標の適用範囲		
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計			
		産業振興資金会計			
		都市開発資金貸付事業会計			
		熊本駅西土地地区画整理事業会計			
		植木中央土地地区画整理事業会計			
		奨学金貸付事業会計			
公債管理会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		資金不足比率	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計
	国民健康保険会計				
	介護保険会計				
	後期高齢者医療会計				
	競輪事業会計				
公営企業会計	法非適	農業集落排水事業会計	資金不足比率	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計
		食品工業団地用地会計			
	法適用	病院事業会計			
		水道事業会計			
		工業用水道事業会計			
		下水道事業会計			
		交通事業会計			

## 第2 審査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

## 第3 審査の主な実施内容

審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の実施場所及び日程

実施場所：監査事務局執務室

日 程：平成30年7月17日（火）から同月30日（月）まで  
（平成30年7月17日（火）概況説明）

## 第5 審査の結果

### 1 健全化判断比率について

#### (1) 健全化判断比率の状況

平成29年度熊本市決算における健全化判断比率は次のとおりである。

健全化判断比率及び早期健全化基準

(単位：%)

	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準
ア 実質赤字比率	—	—	11.25
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.25
ウ 実質公債費比率	8.8	9.3	25.0
エ 将来負担比率	127.8	124.0	400.0

#### ア 実質赤字比率について

平成29年度決算における一般会計等の実質収支額は6,257,525千円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準11.25%を下回っている。

#### イ 連結実質赤字比率について

平成29年度決算における一般会計等に公営事業会計（公営企業会計を含む。）を加えた連結実質収支額は29,880,751千円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準16.25%を下回っている。

#### ウ 実質公債費比率について

平成29年度決算における実質公債費比率は前年度より0.5ポイント低下しており8.8%となっている。したがって、早期健全化基準25.0%を下回っている。

#### エ 将来負担比率について

平成29年度決算における将来負担比率は前年度より3.8ポイント上昇しており127.8%となっている。したがって、早期健全化基準400.0%を下回っている。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(指定都市の状況及び健全化判断比率の推移は、資料1、2を参照)



(2) 健全化判断比率の算定項目の前年度との比較

平成29年度決算における健全化判断比率と平成28年度決算における健全化判断比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

実質赤字比率

(単位：千円、%)

	平成29年度	平成28年度	差引増減
<b>実質赤字比率</b>	—	—	—
一般会計等の実質赤字額	△ 6,257,525	△ 5,086,579	△ 1,170,946
一般会計	△ 5,822,510	△ 4,728,585	△ 1,093,925
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	△ 210,246	△ 165,711	△ 44,535
産業振興資金会計	△ 178,462	△ 146,428	△ 32,034
都市開発資金貸付事業会計	0	0	—
熊本駅西土地地区画整理事業会計	△ 25,803	△ 25,042	△ 761
植木中央土地地区画整理事業会計	△ 14,995	△ 15,041	46
奨学金貸付事業会計	△ 5,509	△ 5,772	263
公債管理会計	0	0	—

(注) 表中、負の値(△)で示した額は黒字であることを表す。

連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

	平成29年度	平成28年度	差引増減
<b>連結実質赤字比率</b>	—	—	—
連結実質赤字額	△ 29,880,751	△ 25,094,965	△ 4,785,786
一般会計等の実質赤字額	△ 6,257,525	△ 5,086,579	△ 1,170,946
国民健康保険会計	2,387,661	4,219,294	△ 1,831,633
介護保険会計	△ 1,836,573	△ 1,517,734	△ 318,839
後期高齢者医療会計	△ 284,471	△ 214,508	△ 69,963
競輪事業会計	△ 191,169	△ 250,268	59,099
地下駐車場事業会計	△ 10,472	△ 12,591	2,119
農業集落排水事業会計	△ 5,545	△ 7,365	1,820
食品工業団地用地会計	△ 557	△ 556	△ 1
病院事業会計	0	0	—
水道事業会計	△ 12,416,178	△ 11,944,956	△ 471,222
下水道事業会計	△ 10,105,569	△ 9,306,427	△ 799,142
工業用水道事業会計	△ 17,489	△ 16,041	△ 1,448
交通事業会計	△ 1,142,864	△ 957,234	△ 185,630

(注) 表中、負の値(△)で示した額は黒字であることを表す。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

	平成29年度			平成28年度	差引増減
<b>実質公債費比率</b>	<b>8.8</b>			<b>9.3</b>	<b>△ 0.5</b>
	平成29年度	平成28年度	平成27年度	/	/
単年度比率	7.705	9.160	9.592		
地方債の元利償還金(A)	30,940,505	31,480,625	31,644,457		
準元利償還金等(B)	8,357,100	8,363,908	8,066,045		
(A)(B)に充てられる特定財源	5,867,834	6,583,561	6,477,041		
(A)(B)に係る基準財政需要額算入額	20,425,987	20,357,830	19,879,884		
標準財政規模	189,204,712	161,218,179	159,090,833		

(注) 実質公債費比率の算定は当該年度を含めた3箇年の平均で算定するため、各年度の数値を記載している。

将来負担比率

(単位：千円、%)

	平成29年度		平成28年度	差引増減
<b>将来負担比率</b>	<b>127.8</b>		<b>124.0</b>	<b>3.8</b>
将来負担額	593,811,096		520,419,254	73,391,842
地方債現在高	443,110,965		398,564,808	44,546,157
公営企業債等繰入見込額	73,297,966		77,061,448	△ 3,763,482
退職手当負担見込額	75,497,529		42,517,085	32,980,444
組合負担等見込額	2,510		69,692	△ 67,182
債務負担行為に基づく支出予定額	1,902,126		2,206,221	△ 304,095
充当可能財源等	377,979,725		345,715,627	32,264,098
充当可能基金	18,731,512		17,386,461	1,345,051
充当可能特定歳入	32,191,318		31,124,713	1,066,605
基準財政需要額算入見込額	327,056,895		297,204,453	29,852,442

標準財政規模

(単位：千円)

	平成29年度	平成28年度	差引増減
標準財政規模	189,204,712	161,218,179	27,986,533

## 2 資金不足比率について

### (1) 資金不足比率の状況

平成29年度公営企業会計決算における資金不足比率は次のとおりである。

資金不足比率及び経営健全化基準

(単位：%)

	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
交通事業会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	
食品工業団地用地会計	—	—	

平成29年度公営企業会計決算では、全ての会計で資金不足額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、経営健全化基準20.0%を下回っている。

### (2) 資金不足比率の算定項目の前年度との比較

平成29年度決算における資金不足比率と平成28年度決算における資金不足比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

資金不足比率

(単位：千円、%)

項目		平成29年度	平成28年度	差引増減	
法適用事業	病院事業会計	資金不足額	0	0	—
		流動負債額	833,648	2,681,546	△ 1,847,898
		算入地方債	7,041,600	3,562,500	3,479,100
		流動資産額	2,203,832	3,148,591	△ 944,759
		解消可能資金不足額	7,041,600	3,562,500	3,479,100
		事業規模	2,924,324	3,002,493	△ 78,169
	<b>資金不足比率</b>		—	—	—
	水道事業会計	資金不足額	△ 12,416,178	△ 11,944,956	△ 471,222
		流動負債額	1,986,084	1,674,957	311,127
		算入地方債	45,600	45,600	0
		流動資産額	14,447,862	13,665,513	782,349
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	12,276,938	11,407,053	869,885
	<b>資金不足比率</b>		—	—	—
	下水道事業会計	資金不足額	△ 10,105,569	△ 9,306,427	△ 799,142
		流動負債額	3,991,639	2,292,483	1,699,156
		算入地方債	110,755	111,018	△ 263
		流動資産額	14,207,963	11,709,928	2,498,035
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	11,613,083	10,890,253	722,830
<b>資金不足比率</b>		—	—	—	
工業用水道事業会計	資金不足額	△ 17,489	△ 16,041	△ 1,448	
	流動負債額	530	557	△ 27	
	算入地方債	100	100	0	
	流動資産額	18,119	16,698	1,421	
	解消可能資金不足額	—	—	—	
	事業規模	3,382	3,224	158	
<b>資金不足比率</b>		—	—	—	
交通事業会計	資金不足額	△ 1,142,864	△ 957,234	△ 185,630	
	流動負債額	548,853	464,869	83,984	
	算入地方債	—	—	—	
	流動資産額	1,691,717	1,422,103	269,614	
	解消可能資金不足額	—	—	—	
	事業規模	1,714,093	1,644,367	69,726	
<b>資金不足比率</b>		—	—	—	

項目		平成29年度	平成28年度	差引増減	
法非適用事業 (宅造事業外)	農業集落排水 事業会計	資金不足額	△ 5,545	△ 7,365	1,820
		歳出額	245,954	210,482	35,472
		歳入額	251,499	217,847	33,652
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	31,357	30,073	1,284
	<b>資金不足比率</b>	—	—	—	
法非適用事業 (宅造事業)	食品工業団地 用地会計	資金不足額	△ 557	△ 556	△ 1
		歳出額	62,413	64,773	△ 2,360
		地方債残高	—	—	—
		歳入額	62,970	65,329	△ 2,359
		土地収入見込額	—	—	—
		解消可能資金不足額	—	—	—
	事業規模	557	556	1	
<b>資金不足比率</b>	—	—	—		

(注) 表中、資金不足額欄において負の値(△)で示した額は資金剰余が生じていることを表す。  
表中、解消可能資金不足額を差し引いて、資金剰余が生ずる場合はゼロとする。

## 参考資料

### 資料1 指定都市の状況（平成28年度）

平成28年度決算に基づく健全化判断比率の状況（総務省ホームページより抜粋）

（単位：％）

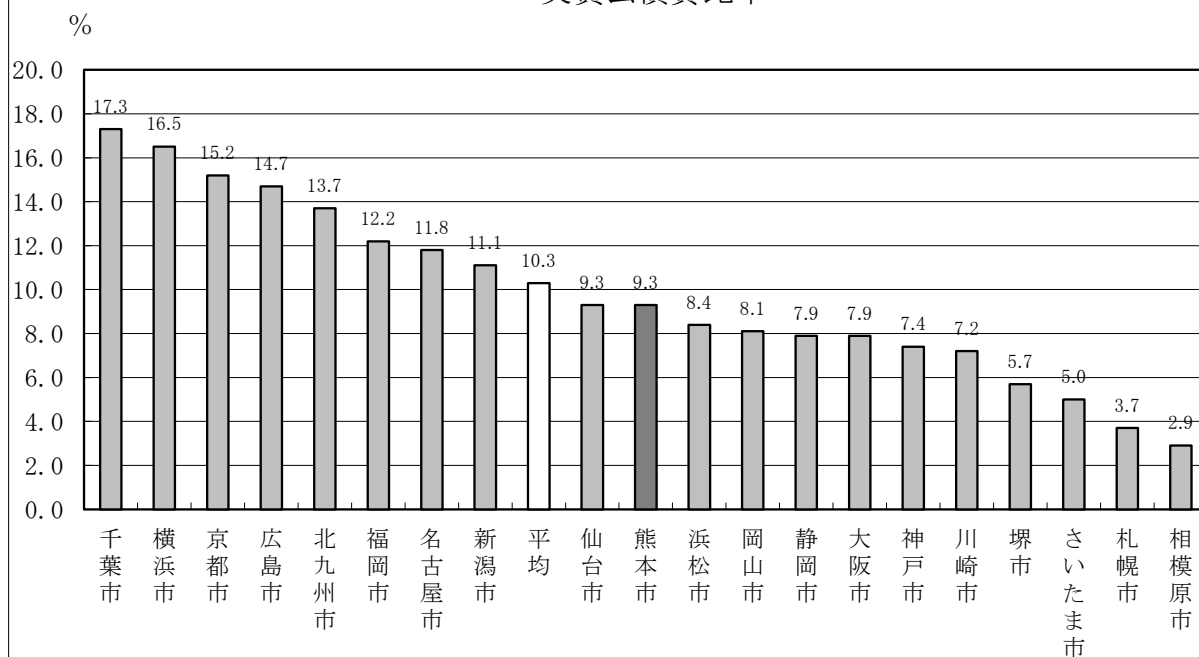
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	3.7	59.0
仙台市	—	—	9.3	108.5
さいたま市	—	—	5.0	5.4
千葉市	—	—	17.3	186.2
横浜市	—	—	16.5	160.7
川崎市	—	—	7.2	118.3
相模原市	—	—	2.9	36.5
新潟市	—	—	11.1	139.6
静岡市	—	—	7.9	46.4
浜松市	—	—	8.4	—
名古屋市	—	—	11.8	138.8
京都市	—	—	15.2	226.2
大阪市	—	—	7.9	95.2
堺市	—	—	5.7	17.5
神戸市	—	—	7.4	80.0
岡山市	—	—	8.1	13.5
広島市	—	—	14.7	222.8
北九州市	—	—	13.7	187.9
福岡市	—	—	12.2	152.7
熊本市	—	—	9.3	124.0
平均	—	—	10.3	115.7

平成28年度決算に基づく指定都市の健全化判断比率は上記のとおりであり、実質公債費比率の平均が10.3％、将来負担比率の平均が115.7％であった（いずれも加重平均）。

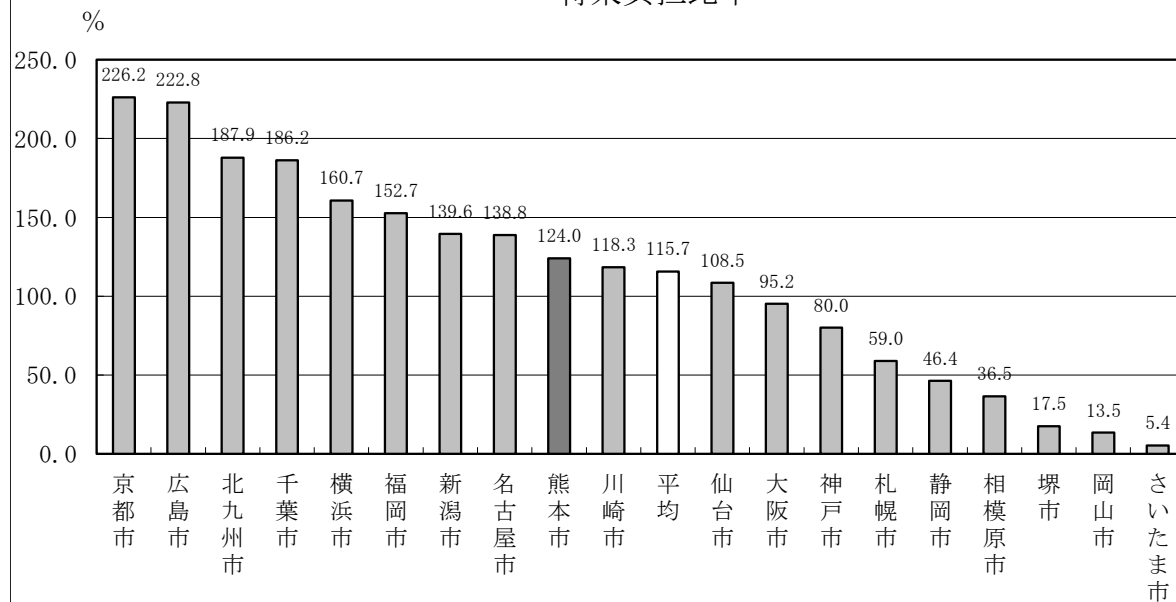
熊本市の平成28年度の実質公債費比率は9.3％で、指定都市の平均を少し下回る結果であり、将来負担比率は124.0％で、平均を少し上回る結果であった。

なお、平成29年度の実質公債費比率は8.8％、将来負担比率は127.8％となっている。

### 実質公債費比率



### 将来負担比率

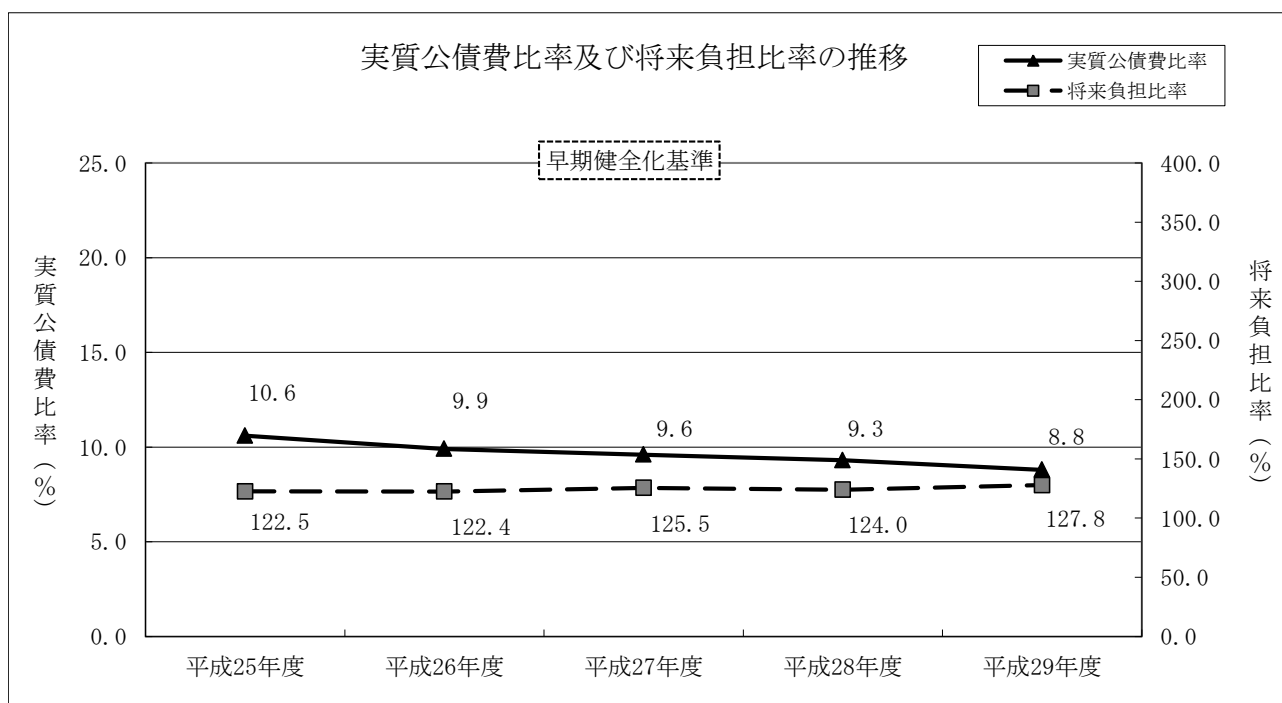


## 資料2 健全化判断比率の推移

熊本市決算における過去5年間の健全化判断比率の推移

(単位:%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	10.6	9.9	9.6	9.3	8.8
将来負担比率	122.5	122.4	125.5	124.0	127.8





### 資料3 用語の解説

#### (1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体はこの健全化判断比率のいずれかが一定基準（早期健全化基準、財政再生基準）以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。以下、各比率を個別に説明する。

#### ア 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ウ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものといえる。

当該年度を含めた3箇年の単年度比率の平均により算出する。

実質公債費比率＝

(地方債の元利償還金＋準元利償還金)

－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

の3箇年平均

## エ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものといえる。

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率＝

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

## (2) 資金不足比率

公営企業会計における経営の健全性を判断するに当たり、公営企業会計ごとに資金不足比率の算定を行う。比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該企業は経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものといえる。

資金不足比率＝
$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$